

地域移行支度経費支援事業実施要綱

1 事業の目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。

(1) 対象となる施設

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型

(2) 対象者

対象施設に2年以上入所等している障害者（宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。

(3) 対象物品

地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）

3 事業の実施主体

(1) 下記(2)以外については支給決定市町村とする。

(2) 精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型については県とする。

4 補助単価 1人あたり30,000円以内（千円未満の端数切捨て）

5 補助割合 定額（国2分の1、県4分の1、支給決定市町村4分の1）

（※ 精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、国2分の1、県2分の1）

6 実施年度 平成21年度～23年度まで

7 留意事項

(1) 事業を行うに当たっては、市町村又は県が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

(1) 補助金を申請する場合は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に基づき申請を行うものとし、添付書類として事業計画書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。

(2) 事業完了後は、交付要綱第10条に基づき事業実績報告を行うものとし、添付書類として事業実施報告書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。

附 則（平成21年11月5日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。